

## 秋市選管告示第7号

令和4年7月10日執行の参議院議員通常選挙における在外投票の期日前投票所を、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第49条の2第4項の規定により読み替えて適用される法第48条の2第1項の規定に基づき、次のとおり指定したので、公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）第65条の13第4項の規定により告示する。

令和4年6月22日

秋田市選挙管理委員会

委員長 古 谷 薫

- 1 所在地  
秋田市山王一丁目1番1号
- 2 期日前投票所の名称  
秋田市役所